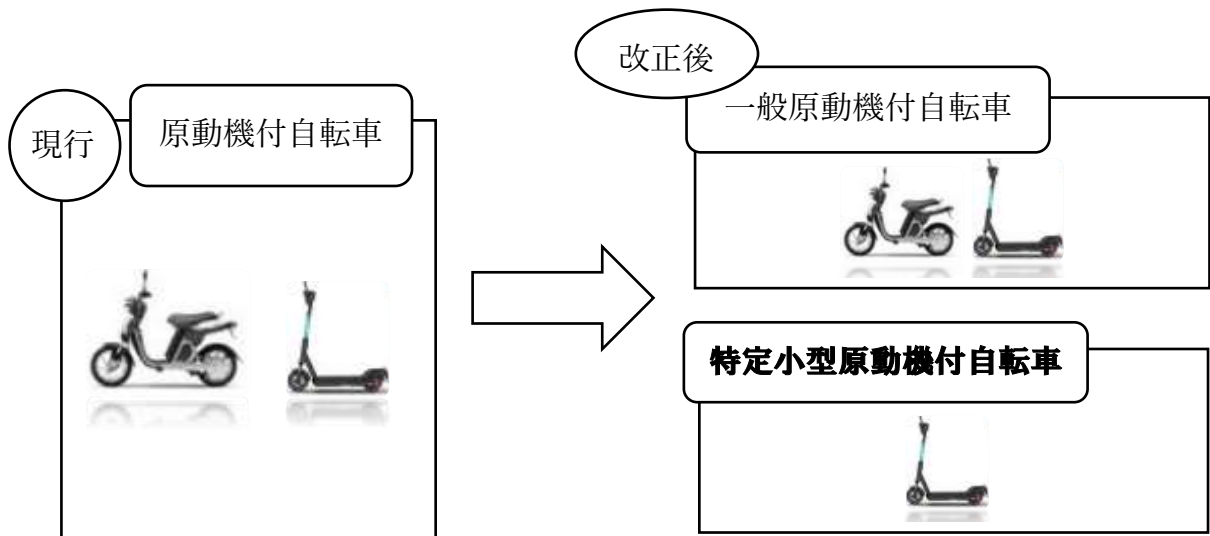


## 特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) について

令和 5 年 7 月 1 日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、現行の原動機付自転車（一般原動機付自転車）で登録可能な電動キックボード等の中から、より限定的な要件の特定小型原動機付自転車という新たな区分が創設された。



特定小型原動機付自転車は、原動機付自転車のうち、以下に示す要件のすべてに該当するものをいう。

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車（現行）
最高速度	20km/h 以下	30km/h 以下
定格出力	0.6kw 以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
長さ	190cm 以下	
幅	60cm 以下	
高さ	—	

※軽自動車税の税額は 2,000 円。（現行と同じ）

2023年7月以降のルール

(特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の違い)

	<b>特定小型原動機付自転車</b>	一般原動機付自転車 (現行)
運転免許証	<b>不要</b>	必須
ヘルメットの着用	<b>努力義務</b>	必須
走行場所	<b>車道 路側帯(規定あり) 歩道(規定あり)</b>	車道のみ
年齢制限	<b>16歳以上</b>	免許証に準ずる
自賠責保険	<b>必須</b>	必須
ナンバープレート装着	<b>必須</b>	必須